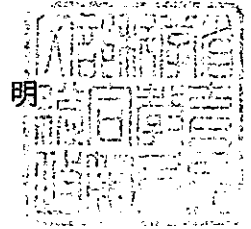


30文科高第1172号
平成31年3月25日

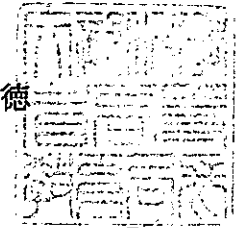
各国公立大学長
各公立短期大学長
各国公立高等専門学校長
各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省総合教育政策局長
清水 明



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
伯井 美德



(印影印刷)

経済的理由により修学困難な学生等に対する支援策の周知について（通知）

このことについては、平成30年2月9日付け29文科高第961号で通知しているところです。このところ、我が国経済は緩やかに回復していますが、一方で、依然として経済的に厳しい状況にある学生等も少なくありません。ついては、下記の高等教育段階における各種経済的支援策について、各都道府県知事におかれては、所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管又は所轄の高等学校及び専修学校に対して、国立大学長におかれては、管下の附属学校に対して、厚生労働省におかれては、所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

記

- 1 経済的理由により修学困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構が大学等奨学金事業を実施しており、特に家計が急変した学生等には、緊急採用奨学金（無利子）及び応急採用奨学金（有利子）の申込みを随時受け付けているほか、各大学等においても既に授業料減免等の支援策を実施されていると承知しています。進級に当たり授業料等の納付が困難な学生等、支援を必要とする学生等やその保護者がこれら支援策を活用できるよう、その具体的内容及び利用方法について、下記3、4や別添資料を御参照の上、学生等やその保護者への周知を図るよう、よろしく願います。
- 2 入学科等初年度納付金や授業料等の納付が困難な学生等に対しては、納付時期の猶

予等の弾力的な取扱いを図り、入学時に一時的にかさむ費用の支出が困難な学生等に対しては、独立行政法人日本学生支援機構の入学時特別増額貸与奨学金の活用について周知を図るなど、きめ細やかな配慮をお願いします。

- 3 2019年度予算案においては、意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することがないように、学生等が安心して学ぶことのできる環境を整備するため、①給付型奨学金制度の着実な実施や、②無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員への貸与の着実な実施を行うとともに、③奨学金の利用等についての理解を促進するためスカラシップ・アドバイザーを高校等へ派遣するなど、大学等奨学金事業の充実を図ることとしています。
- 4 専修学校専門課程（専門学校）については、上記の給付型奨学金を含む大学等奨学金事業による支援に加えて、2019年度予算案においては、2018年度に引き続き、経済的理由により修学困難な専門学校生に対する効果的な修学支援策を検討するため、「専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業」を実施することとしています。
- 5 政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において決定された「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等に基づき、本年の通常国会へ法案を提出しました。
新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。（平成31年1月11日付け30文科高第954号「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）」参照）

なお、真に支援が必要な住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生等を対象として新たに支援を行うこととなるため、現在実施している授業料等減免に対する運営費交付金や私学助成による国の支援は、新たな支援制度の趣旨に鑑み、2020年度から支援が重複する部分については見直しを行うことが考えられます。

(添付書類)

- 1 大学生等に対する経済的支援制度
- 2 高等教育進学サポートプラン
- 3 奨学金事業の概要<2019年度予算案>
- 4 専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業
- 5 高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）

本件担当

(全体)

高等教育局学生・留学生課法規係
電話 03-5253-4111(内線3050)

(専修学校)

総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室
電話 03-5253-4111(内線3280)

大学生等に対する経済的支援制度（平成31年度）

【独立行政法人日本学生支援機構による大学等奨学金事業】

○第一種奨学金（無利子貸与）

特に優れた学生等で、経済的理由により若しく修学が困難な人に貸与します。平成31年度は、平成29年度に実現した貸与基準を満たす希望者全員への貸与、及び低所得世帯の子供たちについての成績基準の実質的徹底を引き続き着実に実施します。

貸与月額：学生等が選択（例）私立大学自宅通学の場合〔2万円、3万円、4万円、5.4万円〕

○第二種奨学金（有利子貸与）

在学中は無利子、卒業後は年3%を上限とする利子がつきます。第一種よりもゆるやかな基準によって選考されます。平成28年10月から、貸与利率の下限を0.1%から0.01%に引き下げるにより返還時の利息負担の軽減を図りました。

平成31年1月に貸与を終了した者の貸与利率

利率見直し方式（5年毎）……0.01%、利率固定方式……0.22%

貸与月額：学生等が選択〔2～12万円までの間で1万円単位〕

○給付型奨学金

平成31年度に大学等へ進学する人の中で、住民税非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす人に給付を行います。また、児童養護施設退所者等の社会的養護が必要な人には入学金相当額2.4万円を追加給付します。

給付月額：私立自宅外生 4万円

国公立自宅外生・私立自宅生 3万円

国公立自宅生 2万円

○入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

第一学年において奨学金の貸与を受ける人は、希望により入学後第1回目の振込時に、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円の中から選択した金額を増額して貸与を受けることができます。

○緊急採用奨学金（無利子）・応急採用奨学金（有利子）

家計の急変（家計支持者が失職、病氣、事故、災害等）で奨学金を緊急に必要とする場合には、年度途中でも随時採用を行いますので、在学している大学等の奨学金窓口にご相談してください。

○所得連動返還型奨学金制度

平成29年度進学者から、返還月額が卒業後の所得に連動する新たな所得連動返還型奨学金制度を導入し、所得が低い間は月2千円からの返還を可能とすることで、奨学金の返還負担の更なる軽減を図っています。

○大学院業績優秀者免除制度

平成30年度進学者より、博士課程の大学院業績優秀者免除制度の拡充を行い、博士後期課程学生の経済的負担を軽減し、進学を促進しています。

※ 大学等奨学金事業に関する詳細は日本学生支援機構のホームページをご参照ください。
(<http://www.jasso.go.jp/shougakukin/index.html>)

【各大学等における経済的支援措置】

○授業料減免等

経済的理由により、授業料等の納付が困難な人に対して、減免措置や納付時期の猶予等の弾力的な取扱いを行っています。

○その他（奨学金等）

各大学等において、独自の奨学金制度を実施している場合があります。また、財団法人等の民間団体においても各種の奨学金事業が行われています。

※ 各大学等における授業料減免等や独自の奨学金制度について、日本学生支援機構のホームページにおいて情報提供しています。

(http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/gakunaisyougakukin.html)

※ 上記を含め、各大学における経済的支援措置の詳細については、直接各大学にお問い合わせください。

【厚生労働省施策】

○生活福祉資金（教育支援資金）貸付

非課税世帯相当の世帯に対し、各都道府県社会福祉協議会より、入学に際し必要な経費（50万円以内）及び就学するために必要な経費（月額6.5万円以内（大学の場合※））を無利子で貸与します。

※特に必要と認める場合は、上記上限額の1.5倍まで貸付可能。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子・父子家庭等に対し、各都道府県・指定都市・中核市が、37～59万円以内で入学に必要な資金（就学支度資金）及び月額6.75～9.6万円以内で修学に必要な資金（修学資金）を無利子で貸与します。

また、平成30年度から、大学院へ就学する場合の貸付を行っています。

○進学準備給付金

生活保護受給世帯の子供のうち、高等学校等を卒業し、大学等に進学するため生活保護世帯から脱却することとなるものに対し、自宅通学の場合10万円、自宅外通学の場合30万円を給付する。

高等教育進学サポートプラン

～一億総活躍社会実現のための奨学金事業の大幅拡充～

趣旨

- ①意欲と能力ある若者が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、進学を後押しします。
- ②誰もが安心して返還できるよう、支援を充実します。
- ③安心して奨学金を利用するための情報提供と相談体制を充実します。

進学をあきらめない！～多様なメニューで進学を後押し～

給付型奨学金の創設 (H30～本格実施)

対象：非課税世帯で一定の学力・資質要件を満たす学生

- ◆ 在籍する高校長による推薦
※JASSOが示すガイドラインを踏まえ、各高校等で推薦基準を作成
- ◆ 給付額：月額2万円(国公立・自宅)
3万円(国公立・自宅外/私立・自宅)
4万円(私立/自宅外)
- ◆ 給付規模：進学者2万人

入学時の負担をサポート

- ◆ 日本学生支援機構(JASSO)「給付型奨学金」(給付)
・児童養護施設退所者等に対し、一時金として24万円を給付
- ◆ JASSO「入学時特別増額貸与奨学金」(有利子)
- ◆ 都道府県社会福祉協議会「生活福祉資金貸付」(無利子)
- ◆ 都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金」(無利子)

低所得世帯は、無利子奨学金の成績基準を実質的に撤廃

- ◆ 従来の要件(評定平均値3.5以上)を満たさなくても借りられます。

基準を満たす全ての希望者に無利子奨学金を貸与

- ◆ 貸与基準を満たす希望者全員が無利子奨学金を借りられるよう、平成29年度から事業規模を大幅に拡充しています。

大学授業料等の全部又は一部を免除

- ◆ 低所得世帯など一定の家計・学力基準を満たす学生について、授業料等の全額又は一部が免除されます。(基準等は各大学によって異なりますので、詳しくは各大学の情報をご確認ください。)

相談窓口の設置など 情報提供を強化

「スカラシップ・アドバイザー」の養成・認定・派遣／相談窓口の設置

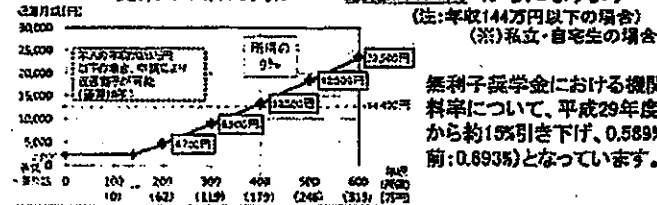
- ◆ 学生や保護者が奨学金を正しく理解し、安心して利用できるよう、高校等に「スカラシップ・アドバイザー」を派遣。分かりやすい資料の作成・配付や相談窓口の設置、制度の周知ときめ細かな学生サポートを行います。

安心の返還プラン！～負担軽減策の大幅拡充～

新たな所得連動返還型奨学金制度の導入

- ◆ 返還月額が卒業後の所得に連動する「所得連動返還型奨学金制度」を導入します(H29新規貸与者より)。

卒業後の返還月額は、例えば月額5.4万円(※)借りの場合、従来の14,400円が → 最低2,000円 からになります



低所得者向け減額返還制度の拡充

- ◆ 返還が困難な方は、最長15年間、返還月額を1/2あるいは1/3に減額します。
※平成29年4月から新たに1/3に減額幅を拡充するとともに適用期間を10年から15年間に延長

有利子奨学金の貸与利率の下限引き下げ

- ◆ (見直し前)下限0.1% → (見直し後)0.01%
- ◆ 市場の低金利の恩恵を受けやすくし、返還利子負担を軽減します。

※事情により返還できない場合は、奨学金の返還期限を先延ばしにできる「返還期限着予制度」もあります。

※日本学生支援機構のウェブサイト

(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantai/seido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。



大学等進学を後押しする国の政策パッケージ

入学時から卒業後に渡るきめ細かい支援により、誰もが安心して大学等で学べる環境をつくります。

入学時

- ◆日本学生支援機構
「給付型奨学金」〔給付〕
・対象：児童養護施設退所者等
・金額：24万円
- ◆日本学生支援機構
「入学時特別増額貸与奨学金」〔有利子〕
・対象：低所得世帯
・金額：10/20/30/40/50万円より選択
- ◆都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金(教育支援資金)貸付
(就学支度費)」〔無利子〕
・対象：非課税世帯相当
・金額：入学に際し必要な経費(50万円以内)
◎問合せ先：お住まいの市区町村の社会福祉協議会等
- ◆都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(就学支度資金)」〔無利子〕
・対象：母子・父子家庭等
・金額：入学に際し必要な経費(37～59万円以内)
◎問合せ先：お住まいの都道府県・指定都市・中核市の
福祉事務所等
- ◆厚生労働省「進学準備給付金」〔給付〕
・対象：生活保護受給世帯の子供のうち、高等
学校を卒業し、大学等に進学するため生
活保護世帯から脱却することとなるもの
・金額：自宅通学10万円、自宅外通学30万円
◎問合せ先：お住まいの市区町村の生活保護担当等

在学中

- ◆日本学生支援機構
「給付型奨学金」〔給付〕
・対象：非課税世帯
・金額：月額2～4万円
- ◆日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
・金額：月額2～6.4万円
- ◆日本学生支援機構
「第三種(有利子)奨学金」
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
・金額：月額2～12万円(選択可)
- ◆国立大学・私立大学の授業料減免等
・対象：一定の家計・学力基準を満たす者
(各大学により異なる)
・人数：国立6.1万人、私立5.8万人(H29予算案)
※大学院生を含む
・金額：授業料等の全額/半額/一部免除等
(各大学により異なる)
- ◆都道府県社会福祉協議会
「生活福祉資金貸付(教育支援資金)」〔無利子〕
・対象：同左
・金額：月額6.5万円以内(大学の場合)
※機構の奨学金優先。不足する場合のみ上乗せ利用可。
※特に必要と認める場合、上記金額の1.5倍まで貸付可。
- ◆都道府県等「母子父子寡婦福祉資金貸付金
(修学資金)」〔無利子〕
・対象：同左
・金額：月額6.75～9.6万円以内

◇これらの他、大学等に進学する児童養護施設退所者等を対象とする自立支援資金貸付制度(生活費、家賃支援等)があります。

卒業後

- ◆日本学生支援機構
「第一種(無利子)奨学金」
⇒卒業後の本人の所得に連動して返還月額を
設定する「所得連動返還型」を利用可
返還月額：本人所得の9%
(最低月額2,000円)
※平成29年度新規貸与者より適用
- ◆日本学生支援機構
「第三種(有利子)奨学金」
⇒返還利率は国の財政資金借入金利に連動して
変動(下限0.01%～上限3%)の利率固定方式と
利率見直し方式のいずれかを選択可能
- ◆日本学生支援機構
「第一種・第三種奨学金」(共通)
⇒減額返還制度(最長15年間返還月額を1/2
あるいは1/3に減額)・返還期間猶予制度(最長
10年間、経済困難等の事由による)によるセー
フティネットあり。

◇日本学生支援機構のウェブサイト
(http://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html)において、各大学・地方公共団体・民間等奨学金事業実施団体等の各種奨学金制度について、情報を検索することができます。

◇上記のほか、地方公共団体が行う地方定着促進のための無利子奨学金返還免除の仕組みがあります。平成29年12月現在24道府県等で実施しています。
<http://www.jasso.go.jp/shogakuin/chihoshien/sosei/index.html>

大学等奨学金事業の充実

2019年度予算案 1,272億円
(前年度予算額 1,161億円)



<2019年度予算案>

事業概要 意欲と能力のある学生・生徒が、経済的理由により進学を断念することがないよう、安心して学ぶことができる環境を整備することが重要。
このため、
①給付型奨学金制度の着実な実施
②無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施 など、大学等奨学金事業の充実を図るとともに、
③新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 を進める。

1 給付型奨学金制度の着実な実施 基金：140億円(35億円増)

2 無利子奨学金の希望者全員に対する貸与の着実な実施
無利子奨学金事業費：3,715億円(131億円増)

2018年度から本格的に開始した制度を着実かつ安定的に実施

【制度概要】

◇対象：非課税世帯で、一定の学力・資質要件（※に示すガイドラインを基に各学校が定める基準）を満たす学生を高校等が推薦
※①各学校の教育目標に照らして十分に満足できる高い学習成績を収めている者
②教科以外の学校活動等で大変優れた成果を収め、各学校の教育目標に照らして概ね満足できる学習成績を収めている者
③社会的養護を必要とする生徒等であって、特定の分野において特に優れた資質能力を有し、又は進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある者

◇給付額：(国公立・自宅) 月額2万円
(国公立・自宅外/私立・自宅) 月額3万円
(私立・自宅外) 月額4万円
※国立大学・国立高等専門学校等で授業料減免を受けた場合は減額
※児童養護施設退所者等には別途24万円の入学一時金

◇給付人員：41,400人〔うち新規 20,000人〕
(2018年度：22,800人)

新たな高等教育費の負担軽減方策の実施に向けた準備

2020年度に予定する、新たな高等教育費の負担軽減方策に含まれる給付型奨学金の拡充に向けた準備を行うための体制を整備する。

区分	無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員	56万4千人 ※2017年度に拡充した新規貸与者4.4万人の枠を引き続き拡充 〔他被災学生等分1千人〕	76万5千人
事業費	3,715億円(131億円増) 〔他被災学生等分9億円〕	6,762億円(9億円減)
うち 一般会計等	政府貸付金(一般会計) 1,029億円 財政融資資金 50億円	財政融資資金 6,694億円
貸与月額	学生が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5、4万円	学生が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与 基準	学力 ・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時) 等 〈住民税非課税世帯の学生等〉 ・成績基準を實質的に厳密	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
(2019年度 採用者)	家計 家計基準は家族構成等による(子供1人～3人世帯の場合) 一定年収(700～1,290万円)以下	一定年収(870～1,670万円)以下
返還期間	卒業後20年以内 〈所得連動返還を選択した場合〉 ・卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) (2018年11月貸与終了者) 利率見直し 0.01% 利率固定 0.83%

3 新たな高等教育費の負担軽減方策の実施準備 3億円(新規)

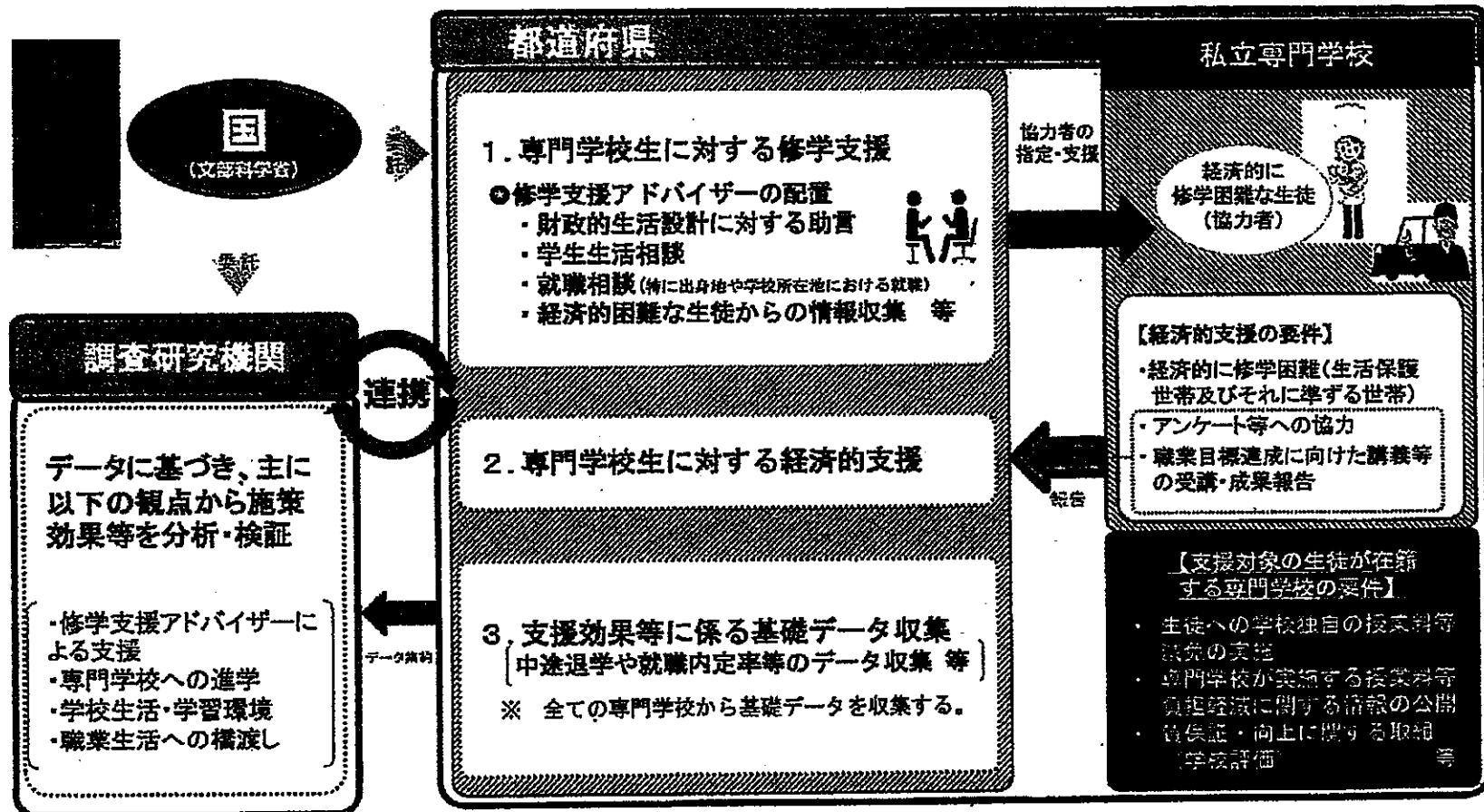
2020年度に予定する新たな高等教育費の負担軽減方策の円滑な実施に向けて、都道府県における事務処理体制の構築等の所要の準備に係る経費を措置

専門学校生への効果的な経済的支援の在り方に関する実証研究事業

2019年度予算額(案) 175百万円
 (前年度予算額 179百万円)

事業概要

意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により、修学を断念することがないように、経済的支援及び修学支援アドバイザーによる修学支援を行い、施策効果等に関するデータを継続的に収集し、分析・検証を行い、その効果等について普及することにより専門学校の取組の更なる充実を図る。(平成27年度から継続) 【対象】 都道府県調査研究機関

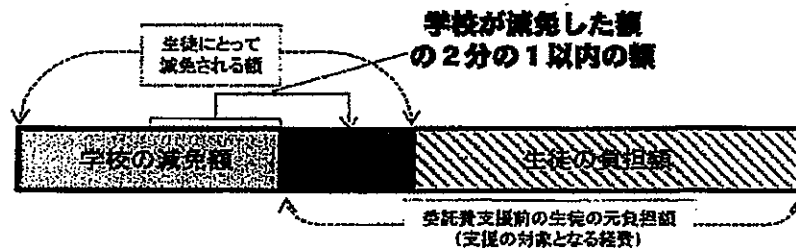


経済的支援を実施する上での生徒・専門学校の要件

生徒の経済的要件	生徒が在籍する専門学校の要件
<p>◆次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護世帯の生徒 ②市町村民税所得割非課税世帯の生徒 ③所得税非課税世帯の生徒 ④保護者等の倒産、失業などにより家計の急変した世帯の生徒 	<p>◆次に掲げる要件をすべて満たす専門学校であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①私立専門学校専門課程(専門学校)であること ②経済的理由により修学困難な生徒を対象とした授業料減免を実施していること ③経済的支援の概要等や財務会計に関する書類を公開していること ④学校評価(自己評価)を実施し、その結果を公表していること

【経済的支援の金額及びイメージ図】

支援金の額は、専門学校が実施した授業料減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内とする。ただし、1年間の授業料に充てる支援金の上限額は専門学校が学則等で定める授業料の4分の1の金額を超えないものとする。



例：授業料が100万円【支援上限額(1/4)=25万円】の場合

★パターン① ※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

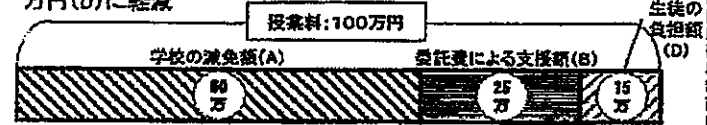
学校が40万円(A)の授業料減免を行った場合に、40万円の2分の1の金額である20万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を60万円(C)から40万円(D)に軽減



委託費支援前の生徒の元負担額(C)

★パターン② ※学校が実施した授業料減免額の2分の1が支援上限額を超えるパターン

学校が60万円(A)の授業料減免を行った場合に、60万円の2分の1である30万円が支援上限額を超えるため、支援上限額である25万円(B)を委託費により支援し、生徒の負担額を40万円(C)から15万円(D)に軽減



委託費支援前の生徒の元負担額(C)

写

80文科高第954号
平成31年1月11日

各 国 立 大 学 法 人 学 長
各 学 校 法 人 理 事 長
各 公 立 大 学 法 人 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
厚 生 労 働 省 医 政 局 長
厚 生 労 働 省 社 会 援 護 局 長

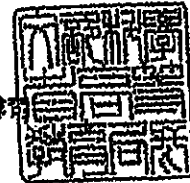
殿

文部科学省総合教育政策局長
清水



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
義本 博



(印影印刷)

高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について（通知）

文部科学省では、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、本年10月に予定される消費税率引上げによる増収分の一部を財源とする高等教育無償化の制度について検討してきたところですが、今後、政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」（平成30年12月28日）において、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されましたので、お知らせいたします。

本方針においては、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしており、一定の要件の確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程を置くものに限る。以下同じ。）に入学・在学している学生が支援対象となります。

また、授業料及び入学金の減免については、大学等が実施することとしており、減免に要する費用について、方針に記載の上限額まで公費から支出することとしております。

大学等の要件の確認は、国公立の大学等（独立行政法人及び地方独立行政法人が設置する専修学校を含む。）については設置者である国や地方公共団体が、私立の大学等については所轄庁である文部科学大臣又は都道府県知事が行うこととしています。

今後は、本方針に基づき、本年の通常国会への法案提出を予定しています。新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。

各大学、短期大学、高等専門学校の設置者におかれては、本件について、設置する各学校及び学内の関係部署に対して周知いただくようお願いいたします。

また、各都道府県知事におかれては、設置又は所轄する専修学校に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、所管の専修学校に対して、管下に専修学校を置く各国立大学法人学長におかれては、管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管局長におかれては、所管の専修学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

添付しています本方針、方針の概要、参考資料等を文部科学省の下記ホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページ（※）に掲載しておりますが、今後の検討状況についても随時お知らせしていく予定です。

(注) http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

なお、本件に関するお問合せは、下記の宛先にメールにて御連絡ください。

(本件問合せ先)
<方針について>
文部科学省 高等教育局
高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム
電話：03-5258-4111(代表) (内線 3495、3505、3956、2975)
e-mail: qafutankeigen@mext.go.jp
<専修学校に関することについて>
文部科学省 総合教育政策局 生涯学習推進課 専修学校教育振興室
電話：03-5258-4111(代表) (内線 3956、2975)
e-mail: 同上

写

30文科高第954号
平成31年1月11日

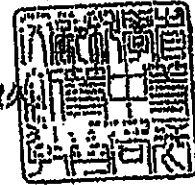
各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
附属高等学校(中等教育学校後期課程を含む) 殿
を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第11条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長

文部科学省総合教育政策局長
清水



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
永山 賀久



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
藏本 博



(印影印刷)

高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針について(通知)

文部科学省では、「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)に基づき、本年10月に予定される消費税率引上げによる増収分の一部を財源とする高等教育無償化の制度について検討してきたところですが、今般、政府の「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合」(平成30年12月28日)において、「高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」が決定されましたので、お知らせいたします。

本方針においては、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対応に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしており、一定の要件の確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専修学校(専門課程を置くものに限る。)に入学・在学している学生が支援対象となります。

今後は、本方針に基づき、本年の通常国会への法案提出を予定しています。新たな支援措置は、2020年4月から実施する予定です。

支援対象となる学生は、高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲が確認されることが必要となります。

また、給付型奨学金の予約採用手続は、進学前の高校三年生等を対象として本年の夏以降に実施する予定です。これまで経済的事情により進学を断念せざるを得なかった生徒にも進学の特恵を確保できることとなる新たな支援措置の内容について、高等学校段階における進路指導と併せて周知をお願いします。

各都道府県知事及び各指定都市市長におかれては、本件について、所轄の高等学校等(高等課程を置く専修学校を含む、以下同じ。)及び学校法人等に対して、各都道府県教育委員会教育長におかれては、城内の高等学校等を設置する市町村教育委員会教育長及び所轄の高等学校等に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては、所轄の高等学校等に対して、各公立大学法人学長におかれては、その管下の高等学校等に対して、周知いただきますようお願いいたします。

添付しています本方針、方針の概要、参考資料等を文部科学省の下記ホームページの「高等教育段階の教育費負担軽減」のページ(※)に掲載しておりますが、今後の検討

状況についても随時お知らせしていく予定です。

⁰⁰ http://www.next.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

なお、本件に関するお問合せは、下記の宛先にメールにて御連絡ください。

(本件問合せ先)

<方針について>

文部科学省

高等教育局 高等教育段階の教育費負担軽減新制度プロジェクトチーム

電話：03-5253-4111(代表) (内線 8495、9506、9956、2975)

e-mail: qafutankeigen@next.go.jp

<高等学校の進路指導に関することについて>

文部科学省 初等中等教育局

児童生徒課

電話：03-5253-4111(代表) (内線 4728)

e-mail: career@next.go.jp

<高等専修学校に関することについて>

文部科学省 総合教育政策局

生涯学習推進課 専修学校教育振興室

電話：03-5253-4111(代表) (内線 2916)

e-mail: syosensy@next.go.jp